

# 学校法人聖徳学園 新型コロナウイルス感染対策基本方針

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症（学校保健安全法に定める第一種感染症とみなす）について、同じ敷地に通学している本法人に関わるすべての生徒・児童・園児（以下、生徒等という）の健康と安全の維持、及びこれに関する生徒等・保護者の不安を少しでも軽減することを目的として、下記のとおり定める。

## 1. 法人対策本部の設置

法人内に新型コロナウイルス感染対策本部を設置する。学校法人聖徳学園を構成する英才教室・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が情報を共有して危機管理を推進するため、必要に応じて会議を開催し学園としての方針を決定する。

### (1) 対策本部の構成

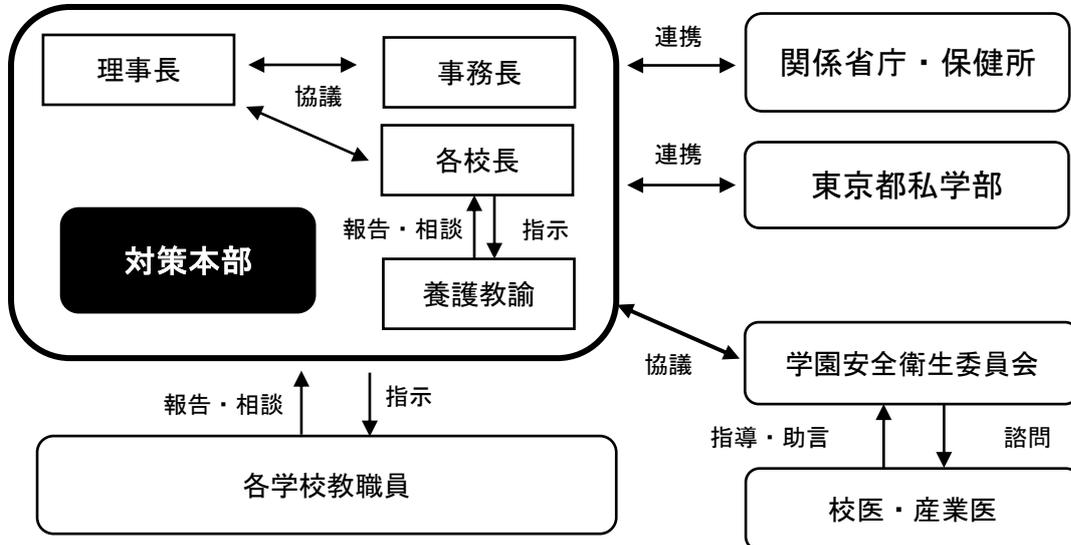
本部長 理事長

委員 [法人] 事務長

[英才教室・幼稚園・小学校] 校長・教頭1名・養護教諭

[中学校・高等学校] 校長・教頭1名・養護教諭

### (2) 対策本部の組織と危機管理体制



## 2. 学園としての対応

### (1) 生徒等本人の感染が明らかとなった場合

関係行政機関（東京都生活文化局私学部・多摩府中保健所等）と連絡協議をし、感染が明らかとなった日から最低2週間の学校閉鎖とする。また、本人については、医療機関の治癒証明が出るまで登校禁止とする。この場合は、保護者からの一定の書面の提出を持って出席停止扱いとする。また、過去3週間の濃厚接触者（校内接触者に限る）の追跡を行い自宅待機等の必要な対策を講じる。その者に体調の異変等があった場合は、更なる濃厚接触者を追跡するよう努める。

**(2) 生徒等と同居する者の感染が明らかとなった場合**

当該生徒等は、一定期間の登校禁止とし自宅待機とする。登校許可の時期は関係行政機関と協議の上判断する。この場合は、保護者からの一定の書面の提出を持って出席停止扱いとする。

**(3) 感染者との濃厚接触が明らかとなった場合**

当該生徒等は、一定期間の登校禁止とし自宅待機とする。登校許可の時期は関係行政機関と協議の上判断する。

**(4) 教職員本人が感染した場合**

感染が明らかとなった日から最低2週間の学校閉鎖とする。当該教職員は、感染が明らかとなった日から治癒する日まで出勤停止とし、治療に専念させる。また、関係行政機関と協議の上、過去3週間の濃厚接触者（校内接触者に限る）の追跡を行う。出勤許可に際しては、医療機関の治癒証明を提出させる。

**(5) 教職員と同居する者の感染が明らかとなった場合**

当該教職員は、一定期間の出勤禁止とし自宅待機とする。出勤許可の時期は関係行政機関と協議の上判断する。

**(6) 武蔵野市など近隣の学校の感染者が明らかになった場合**

関係行政機関からの情報収集に努めるとともに、状況に応じて学校閉鎖等の措置をとる。

**3. 各校の行事等への対応**

- (1) 多人数が一堂に会する行事等については、できるだけ中止、あるいは延期の措置をとる。
- (2) やむを得ず実施する行事等については、極力内容を精査して、極力短時間で実施する。また、参加者を精査して実施する。
- (3) 行事を実施する場合は、マスクの着用、手や指の消毒等の感染防止に十分配慮する。
- (4) 始業・終業時間、各校行事等への対応など個別案件については、生徒等の発達段階に応じて、各校の判断によるものとする。

**4. その他**

- (1) 厚生労働省、文部科学省等からの指針等が出されたときは、その内容に則することとする。
- (2) 状況の変化に応じて、随時本基本方針を改訂する場合がある。

2020年2月26日現在  
学校法人 聖徳学園